

京町家の取壊しの危機を事前に把握し、保全・継承に繋げる仕組み

平成30年5月
から施行

京町家について、取壊しも含めた処分を検討しようとする際に、早い段階で市に届け出ていただくことで、京町家の保全・活用方法について幅広い選択肢をお示しし、当該京町家の保全・継承につなげていくことを目的とした制度です。

仕組みの流れ



京町家の維持が困難な状況

協議の申出・相談

支援

保全・継承

解体の計画
(具体化前)

事前届出

支援

保全・継承

所有者

日常の維持管理や、改修に必要な資金の確保が難しい



相続税の負担
安心して貸せる相手を探すのが困難

京都市に対して、所有する京町家の保全及び継承に係る協議を求めることができます。

京町家を取り壊そうとする場合、できるだけ早い段階で京都市まで届出をお願いします

〔個別指定の京町家及び指定地区内の京町家については、解体に着手する日の1年前までに届出が必要になります。〕
※個別指定の京町家については、手続違反に対して罰則（過料）があります。
※やむを得ない事情によって、1年前に届け出ることが出来ない場合や、届出から1年未満で取壊そうとする場合は、別途手続きが必要です。

京都市

事業者団体等



連携



保全・継承に向けた支援

- 支援制度や活用事例の情報提供
 - 事業者団体等と連携し、活用方法の提案や活用希望者とのマッチング
- など、当該京町家を保全・継承するために必要な支援を行います。